明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を改正する人事院規則（人事院八―一二―一一）　一
○人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則（同九―四九―四三）　一
○人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部を改正する人事院規則（同一〇―一二―二二）　二

〔告　示〕
○更生保護法第五十一条第二項第四号に規定する医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識に基づく特定の犯罪的傾向を改善するための体系化された手順による処遇として定めるものを告示する件の一部を改正する件（法務五五八）　二
○日本国に帰化を許可する件（同五五九）　三
○食品衛生法第十一条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件（厚生労働四三五）　三
○労働安全衛生法の規定により登録性能検査機関及び登録個別検定機関の事務所の所在地を変更した件（同四三六）　三
○種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件（農林水産二四八二）　四
○保安林の指定をする件（同二四八三～二四九五）　四
○特定物質に関する製造数量の許可申請期間に関する件（経済産業二四四）　五
○輸出貿易管理令第四条第二項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件（同二四五）　六
○船舶安全法及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき船級協会の登録を更新した件（国土交通一一一九～一一二二）　七
○登録基幹技能者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件（同一一二三）　七
○都市計画に関する件（東北地方整備局一七六）　七
○道路に関する件（中国地方整備局一〇九）　八
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件（同一一〇）　八

〔叙位・叙勲〕　八
〔褒　賞〕　一〇
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕
官庁事項　一〇
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
金融商品取引業者の営業所の所在地の確知等関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、船舶所有者等責任制限、再生関係　一〇
特殊法人等
内閣共済組合定款の一部変更関係　三〇
会社その他

〔国会事項〕
内閣　内閣府　最高裁判所　東京都　石川県　愛知県　福岡県　札幌市　仙台市　京都市　八

〔人事異動〕

規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則八―一二（職員の任免）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年十一月十一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則八―一二―一一

人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を改正する人事院規則

人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第七号イ中「含む。）」の下に「又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第七十八条第一項に規定する国派遣職員（第三十二条第一項において単に「国派遣職員」という。）」を加える。

第三十二条第一項第一号中「就いている者」の下に「又は国派遣職員」を加える。

附　則

この規則は、平成二十七年十二月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―四九（地域手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年十一月十一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―四九―四三

人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四九（地域手当）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第二号中「又は給与法」を「、給与法」に、「から」を「又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第七十八条第一項に規定する国派遣職員（以下「国派遣職員」という。）であった者から」に、「又は行政執行法人職員等」を「、行政執行法人職員等又は国派遣職員」に改め、同項第三号中「又は行政執行法人職員等であった」を「、行政執行法人職員等であった者又は国派遣職員であった」に、「又は行政執行法人職員等として」を「、行政執行法人職員等又は国派遣職員として」に改め、同条第二項第三号中「又は行政執行法人職員等」を「、行政執行法人職員等又は国派遣職員」に改める。